

平成23年度予算

平成23年度予算は、一般会計と8の特別会計を合わせ207億8,372万円と、前年度に比較して1億5,086万円の増となりました。

増加の主な内容は、簡易水道事業会計において、上渚滑地区緊急連絡管布設に4,500万円、営農飲雑用水道事業会計において、上渚滑地区営農用水道管移設に3,428万円が計上され、また介護保険事業会計において、介護給付費を前年度比7,446万円増額したことなどによるものです。

特別会計予算

会計名	本年度	前年度	差引
国民健康保険事業	28億8,627万円	28億7,104万円	1,523万円
港湾埋立事業	2億5,860万円	2億3,723万円	2,137万円
簡易水道事業	8,492万円	4,502万円	3,990万円
交通災害共済事業	3,618万円	3,648万円	▲30万円
土地取得事業	5億0,282万円	4億6,324万円	3,958万円
営農飲雑用水道事業	7,101万円	3,565万円	3,536万円
介護保険事業	15億4,107万円	14億5,446万円	8,661万円
後期高齢者医療事業	2億8,002万円	2億7,930万円	72万円
合計	56億6,089万円	54億2,242万円	2億3,847万円

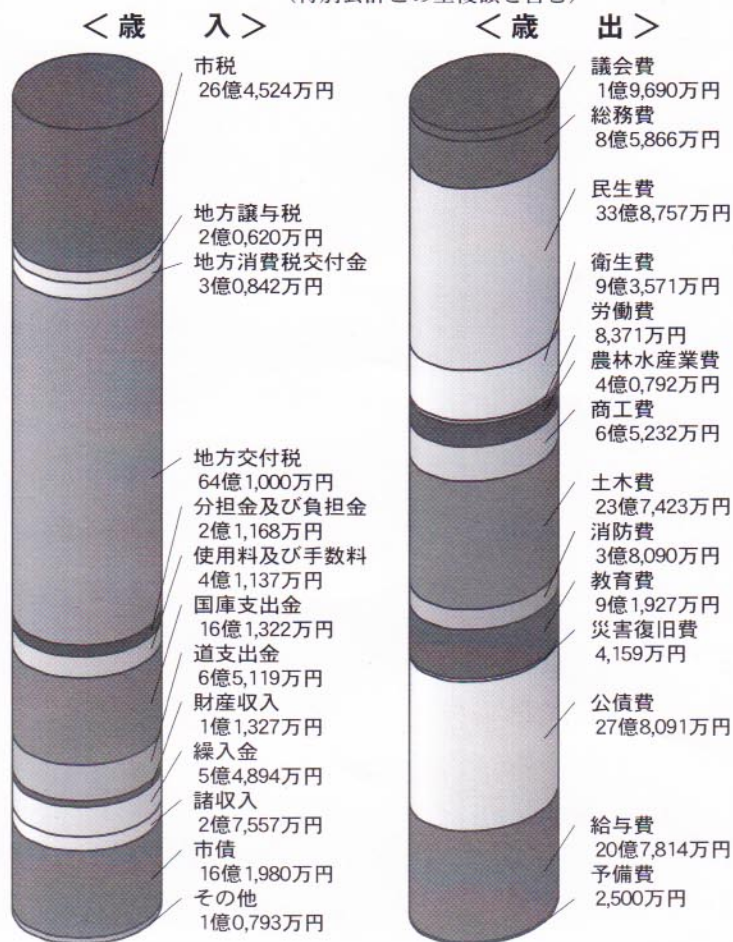
※老人保健制度の後期高齢者医療制度への移行に伴い、老人保健事業特別会計は廃止しました。
 ※一百万円未満四捨五入のため差引及び合計が合致しないことがあります。

地方債現在高見込額(平成23年度末)

会計名	金額
一般会計	226億0,884万円
港湾埋立事業会計	6億4,412万円
簡易水道事業会計	2億0,298万円
営農飲雑用水道事業会計	1,520万円
合計	234億7,114万円

一般会計予算 151億2,283万円

(特別会計との重複額を含む)



公営企業会計予算額

会計名	区分	本年度	前年度	
水道事業	収益的収支	収入	6億9,623万円	6億9,981万円
		支出	6億8,976万円	6億8,594万円
	資本的収支	収入	8,507万円	8,565万円
		支出	4億678万円	4億3,314万円
下水道事業	収益的収支	収入	9億1,508万円	9億3,818万円
		支出	8億9,292万円	9億2,306万円
	資本的収支	収入	6億2,311万円	5億5,820万円
		支出	10億5,833万円	10億1,120万円

地方債現在高見込額(平成23年度末)

会計名	金額
水道事業公営企業会計	43億2,387万円
下水道事業公営企業会計	98億4,287万円
合計	141億6,674万円



財 財政課財政係
☎ (24)2111 内線248・461番
水 水道部総務課庶務係
☎ (24)2111 内線358番

市議会だより

平成23年第1回市議会臨時会は2月25日開会され、議案2件を審議して同日閉会しましたので、その内容についてお知らせします。

○補正された予算
平成22年度一般会計予算に6億3千49万1千円が追加され、総額で163億4千507万円となりました。

補正予算の主な内容は、国の補正予算に盛り込まれた地域活性化きめ細かな交付金や地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金などの交付に合わせたもので、追加された内訳は次のとおりです。

- 総務費 3千440万円
- 民生費 1千496万6千円
- 衛生費 1千621万7千円
- 農林水産業費 4億692万1千円
- 商工費 1千164万6千円
- 土木費 1億1千375万1千円
- 教育費 3千259万円

このほか、下水道事業会計についても予算補正が行われました。

議会事務局

☎(24)2111内線316番



保険証を郵送します

現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、平成23年4月30日となっておりますので、一部を除き4月中旬に各世帯あてに簡易書留郵便でお送りします。

※簡易書留郵便は配達時に受領印が必要で、不在の場合は不在連絡票が入り、郵便局で1週間程度保管されます。ご希望の日時に再配達してもらおうか、郵便局窓口で受け取ることができません。

郵便ではなく窓口で受け取りたい方

市役所または渚滑出張所、上渚滑支所で交付を希望される方は、4月8日(金)までに国民健康保険係までご連絡ください。

受取期間 4月11日(月)～28日(木)(土日祝日を除く)
持参するもの 今までお使いの保険証・印鑑

保険証が届いたら

記載内容が正しいかどうかを必ずご確認ください。
今までお使いいただいた保険証は、市役所へお立ち寄りの際に返却していただくか、ご自宅で破棄してください。

有効期限

今回お送りする保険証の有効期限は平成24年4月30日までです。

次に該当される方は有効期限が短くなりますのでご注意ください。

保険証の種類	対象	有効期限	理由	備考
一般被保険者証 薄い緑色	昭和11年5月2日～ 昭和12年4月30日生まれ	75歳の誕生日の前日	後期高齢者医療制度へ移行	誕生日までに後期高齢者医療被保険者証をお送りします
退職被保険者証 (本人・被扶養者とも) 薄い赤茶色 右上に⑤	昭和21年4月2日～ 昭和22年4月1日生まれ 上記に該当する退職者本人に扶養されている方	65歳の誕生日の末日(1日生まれは前月末)	退職者医療制度の段階的廃止	誕生月の月末に一般証をお送りします

注意

○65歳未満の一般被保険者の方で、新たに厚生年金等の受給権を得るなどして、退職者医療制度に該当した方には、申請通知をいたしますので、忘れずに届出してください。

○世帯の中に転出や世帯変更等をしている方がいて、国保に届出がない世帯につきましては別途通知をいたしますので、届出してください。届出がない場合は新しい保険証を郵送できない場合があります。

国保加入者が社会保険等に加入した場合、国保脱退の手続きが必要ですので、届出してください。

持参するもの 社会保険等の保険証(加入者全員分)・国保の保険証・印鑑

※届出がないと国保に加入されたままになり、国保税も余計にかかってしまいますので、加入後は必ず国保脱退の手続きをしてください。

●子どもが修学のために地方に転出することになった。

お子さんが修学のため住民票を他の市町村に移している

方については、今回保険証は郵送されません。進級・進学等で引き続き保険証を使用する場合は手続きをしてください。

臓器提供に関する意思表示

今回より保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。

意思表示は任意であり、記入を義務付けるものではありません。

また、記入の有無により、受けられる医療に違いが生じることはありません。

記入について

●記入について
該当する番号を丸で囲み、必要事項を記入してください。意思表示欄に記入する場合は、文字が消えない油性ボールペン等を使用してください。

個人情報保護シールについて

保護シールは郵送される保険証に同封されています。記入後は、記入面の上から貼り付けて目隠しシールとして使用できます。なお、一度はがすと再貼付できませんので、ご注意ください。

国民健康保険係

☎(24)2111内線232・233番